

令和8年度木材利用ポイント申請受付等業務委託（複数単価契約）

事業者選定（プロポーザル方式）実施要領

1 業務の概要

(1) 件名

令和8年度木材利用ポイント申請受付等業務委託（複数単価契約）

(2) 目的

本契約は、東京の木多摩産材利用拡大のため一定量以上の多摩産材を使用した住宅を新築又はリフォームした者を対象に、東京の特産物等の贈呈品と交換できる木材利用ポイント（以下「ポイント」という。）を交付する業務を委託することにより、木材利用ポイント事業（以下「本事業」という。）を適正かつ円滑に行えるようにすることを目的とする。なお、交付されたポイントと贈呈品を交換する業務は、別途委託者が締結する「木材利用ポイント交換業務委託（複数単価契約）」の受託者（以下「交換事務局」という。）が行う。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 選定事業者数

1者

2 事業提案上限額

59,195,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

- (5) 東京都の都税の納税義務を有するものにあつては、当該都税の未納がない者であること。
- (6) 東京都物品買入等入札参加資格があり、営業種目190「その他の業務委託等」、135「事務支援」のいずれかの「A」又は「B」等級に格付けされていること。又は、令和3年4月1日以降に官公庁や他団体等の委託により、都民等からの申込内容の審査及び問い合わせ対応に係る業務を受託した実績を有すること（この場合、実績確認のため当該契約書など契約期間、契約金額、契約相手先が分かるページの写しを併せて提出すること）。
- (7) プライバシーマーク付与認定を受けていること。

4 資料の配布と参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 資料の配布

仕様書及び公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）の事業案内パンフレット等は、財団ホームページからダウンロードすること。

(2) 参加申込

下記ア～エを提出すること。

ア 様式1「企画提案参加希望票」

イ 様式2「会社概要・実績一覧表」

ウ 資格要件に対応する以下の（ア）（イ）のいずれかの書類

（ア） 東京都の「令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し及び「令和7・8年度競争入札参加資格審査結果通知書（物品等）」の写し

（イ） 令和3年4月1日以降に官公庁や他団体等の委託により、都民等からの申込に応じてポイントと贈呈品を交換する業務及び問い合わせ対応に係る業務を受託した実績を有することを証明するものの写し（当該契約書など契約期間、契約金額、契約相手先が分かるページの写し）

エ プライバシーマーク付与認定を受けていることがわかるものの写し

・ 期 限：令和7年10月30日（木曜日）から令和7年11月6日（木曜日）まで

午前10時～午後5時（正午～午後1時は除く）

ただし、最終日は午後4時まで（必着）

・ 申込先：公益財団法人 東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

・ 方 法：郵送または持参

郵送の場合は、期限内に必着とする。

(3) 指名通知

指名をした者のみに対し、令和7年11月13日（木曜日）までに指名通知を電子メール等で行う。

5 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書についての質問は、以下のとおり受付・回答するので、様式3「質問票」により、電子メールで送付すること。なお、電子メール以外による質問及び質問受付期間終了後の質問については一切受け付けない。

(1) 受付期間

令和7年11月13日（木曜日）から令和7年11月18日（火曜日）午後4時まで

※送付先アドレス moku-point@tdfaff.com

(2) 回答方法

令和7年11月21日（金曜日）までに、企画提案参加者全員に質問及び回答を電子メールで送付する。

6 企画提案書の作成要領

(1) 提案に関する注意事項

ア 「仕様書」の要件について実現すること。また、実現できない場合は代替手段を提案すること。

イ 「仕様書」で示す要件以外に、より良い提案がある場合には、併せて提案すること。

ウ 企画案の作成に当たっては、実施が可能で、履行責任が負えるものであること。

(2) 提出書類

ア 企画提案書

企画提案書は、A4版サイズ（横）、頁数は30ページ以内、文字サイズは12ポイント以上とする。表紙に「令和8年度木材利用ポイント申請受付等業務委託企画提案書」と表記すること。

「仕様書」に基づき、特に以下の項目を重点的に提案すること。

- ① 本業務の実施計画書
- ② 本業務の運営体制（工程別の人員体制、役割分担等）
- ③ 業務責任者の略歴（実績歴を含む）
- ④ チラシの企画
- ⑤ 専門誌への広告掲載の企画
- ⑥ オンライン広告画像の企画
- ⑦ オンライン広告の配信の企画
- ⑧ 問い合わせなどへの対応体制（結果の記録、FAQの掲載を含む）
- ⑨ 申請の手引きの作成について
- ⑩ 申請書類の審査について（審査結果リスト、申請者への通知を含む）
- ⑪ 独自提案

イ 見積書（様式任意）

- ① 見積総額及び内訳について詳細に明記すること。見積総額は消費税等の諸税を含む金額とする。

- ② 履行期間中に発生するすべての費用を見積総額に含めること。
- ③ 見積積算内訳として、別添様式の各項目に単価や金額を記入すること。追加項目がある場合は、行挿入して追加可能。
- ④ 人数、人件費単価及び、値引きの記載をしないこと。

(3) 提出方法

ア 提出部数

各7部を提出すること。うち、5部は会社名及びロゴ等会社を特定できる事項を一切記載しないこと。

イ 期限

令和7年12月1日（月曜日）午後4時（必着）

ウ 提出先

公益財団法人 東京都農林水産振興財団 森の事業課 木材利用担当
〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

エ 方法

持参又は郵送。郵送の場合は、発送後であっても、期限内に未着の場合には提出がなかったものとみなす。

(4) 参加辞退

企画提案応募を辞退する場合は、様式4「辞退届」を持参又は郵送にて提出すること。

(5) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

7 審査方法

本業務の事業者の選定について、あらかじめ提示した事業提案上限額をもとに企画提案を募り、財団が設置する企画審査会において、審査基準に基づき履行能力や提案内容等を総合的に判断して、事業者を選定する。

(1) プレゼンテーションの実施

企画提案者は、下記により開催する企画審査会においてプレゼンテーションを行うものとする。プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。プレゼンテーションは提出した企画提案書等をもとに行うものとし、資料の書き換え、追加資料の配布は認めない。

- ・実施日：令和7年12月8日（月曜日）～15日（月曜日）のいずれか
（日時は、指名通知の際にあわせて通知する。）
- ・実施時間：事業者による応募書類の提案説明20分、質疑応答20分／ 計40分（予定）
- ・実施場所：公益財団法人 東京都農林水産振興財団 立川庁舎
〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1
- ・オンライン参加について

希望があればオンライン（Teams）による参加も可能とする。オンラインによる参加を希望する場合には、下記のとおりとする。

ア オンラインによる参加を希望する場合は、希望申出期間中に担当部署（森の事業課 木材利用担当）に電話で申し出ること。

イ 参加URLは、別途通知する。

ウ プレゼンテーション開始10分前までには参加URLにアクセスし、ミーティング会議への接続待ち状態で待機すること。

エ 希望があれば、企画審査会当日の音切れや接続状況等の環境確認のための疎通検証を事前に行うことができる（検証日時は財団が指定する）。希望する場合は、指名通知後、企画提案書提出期限までに担当部署（森の事業課 木材利用担当）に電話で申し出ること。ただし、事前の疎通検証は企画審査会当日の疎通を保証するものではなく、財団は疎通不良について一切責任を負わないこととする。

※時間等の詳細については別途通知する。

(2) 審査基準

大項目	小項目	評価の視点
実施計画作成	(1)実施計画作成	・提示された実施計画は、本委託業務の着実な遂行が期待できるか。
運営体制の確保	(1)責任者等の配置	・統括責任者、運営責任者は適切な能力や経験のある人選になっているか。 ・業務履行に必要な運営体制が整っているか。
広報活動	(1)チラシの作成	・写真等の素材を使用し、大きなプロモーション効果が期待できるチラシを企画・作成できるか。
	(2)オンライン広告の作成	・写真等の素材を使用し、大きなプロモーション効果が期待できる広告画像を企画・作成できるか。 ・本事業の趣旨に合致し、効果的にウェブサイト等に誘導可能な基本デザインを提案できるか。
	(3)オンライン広告の配信	・プロモーション効果が最大となるよう工夫されたオンライン広告の配信を企画・実施できるか。
事務局の運営	問い合わせ窓口の設置	・類似する業務の実績があり、ノウハウを活かすことで、適切な窓口運営が期待できるか。
申請受付・審査	(1)申請の手引き作成	・申請方法をわかりやすくまとめた申請の手引きを作成できるか。 ・「ポイント申請から贈呈品との交換までの流れ」や「申請書類の具体例」を図・イラストを中心にわかりやすく掲載できるか。
	(2)申請書類の審査	・実施要綱及び交付要綱に基づき、適正かつ確実に審査を実施できるか。
価格の妥当性	価格の妥当性	提案内容に対する経費(内訳含む)は妥当か 経費配分は妥当か
その他	その他	仕様書に書かれた内容以上の優れた提案があったか

8 審査結果の通知

審査結果については、採用・不採用にかかわらず、企画提案書の提出があった者全員に対して、令和7年12月26日（金曜日）までに電子メール等にて通知する。なお、企画審査会の審査内容に関する質問は、一切受け付けない。

9 日程（予定）

公募・希望申出受付開始	令和7年10月30日（木曜日）
公募締切	令和7年11月6日（木曜日）午後4時
企画審査会への指名通知	令和7年11月13日（木曜日）
質問受付期間	令和7年11月13日（木曜日） ～11月18日（火曜日）午後4時まで
質問回答	令和7年11月21日（金曜日）までに
企画提案書等の提出期限	令和7年12月1日（月曜日）午後4時
プレゼンテーションの実施	令和7年12月8日（月曜日）～15日（月曜日）のいずれか
決定通知	令和7年12月26日（金曜日）までに

10 契約の締結

- 審査の結果、最も優れた提案を行った者と委託契約の締結交渉を行い、協議が整った場合には契約を締結する。採用された企画提案について、財団が必要と認める場合には、選定事業者と協議の上、その企画の一部を修正できるものとする。

なお、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

- 選定された事業者は、各種法令を遵守することはもとより、事業の達成に向けて最大限の努力を講じること。また、委託内容の詳細な実施方法は、契約締結後、財団と協議の上、決定するものとする。

11 その他の留意事項

- 提案書等の作成、プレゼンテーション等に要する経費及び提出に関する費用は、企画提案者の負担とする。
- プレゼンテーションでパソコンの使用を希望する場合は、事前に財団に連絡すること。なお、プレゼンテーションで使用するプロジェクター等は財団側で準備するが、パソコンは参加者において準備すること。ただし、財団は接続の不具合について一切責任を負わないものとし、あらかじめ企画提案書のみでプレゼンテーションを行えるように準備しておく

くこと。

- (3) 提出された書類は、書き換えや撤回をすることはできない。また、提出された書類は、返却しない。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、無効又は失格とする。

ア 本実施要領に適合しない書類を作成し、提案した場合

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した場合

ウ 期限後に提案書等を提出した場合、または期限内に提案書等の提出がなかった場合

エ 企画審査会の当日、開始時間に遅刻又は欠席した場合

オ 実施要領に違反又は著しく逸脱した場合

カ 見積金額が事業提案上限額を超えた場合

12 担当部署（連絡先）

公益財団法人東京都農林水産振興財団（立川庁舎）

森の事業課 木材利用担当

〒190-0013 東京都立川市富士見町 3－8－1

電話番号 042-528-0641

E-mail moku-point@tdfaff.com